企画セッション

◆ 再考:棋譜の利用と不法行為 ◆

【概　要】

将棋等の対局の盤面の推移と指し手順を記録した「棋譜」については、その「利用許諾」が棋戦の開催や運営をめぐる一連の事業を成り立たせる基礎となっていると言われる。その一方で、学説の多くは「棋譜」の著作物性を否定し、その法的保護のあり方は必ずしも明らかではなかった。

最判平成 23 年 12 月 8 日〔北朝鮮映画事件〕以降、知的財産法で保護されない情報の利用行為に対する不法行為の成立を認める裁判例は長らくみられなかった。ところが、「バンドスコア」に対する保護を認めた事例（東京高判令和 6 年 6 月 19 日）が登場し、その後、棋譜情報の利用行為に対する不法行為の成立を認める判断が示された（大阪高判令和 7 年 1 月 30 日〔棋譜情報配信事件控訴審〕、東京地判令和 7 年 5 月 21 日）。

そもそも「棋譜」の著作物性が否定的に考えられている中では、著作権保護の及ばない範囲に不法行為の成立を認めることを意味しているとも取れる可能性があり、著作権法と不法行為との関係は慎重に検討する必要があろう（椙山敬士『著作権論』（日本評論社、2009 年）171 頁を参照）。また、「棋譜」や「棋譜情報」の利用許諾を中心とするビジネスモデル自体、時代にそぐわず、新たな収益構造を模索するべきであるとの指摘もみられる（友利昴『エセ著作権事件簿』（パブリブ、2022 年）448 頁）。

この問題は、将棋界だけの問題にとどまらず、「知的財産として保護されない情報の利用行為」にかかわるビジネスモデルのあり方、それに対する法的保護をどのように考えるべきかという問題でもある。

そこで、本企画セッションでは、「棋譜」の利用行為を出発点として、「知的財産として保護されない情報の利用行為」について法的な観点のみならず、ビジネスの観点も交えて、検討を加える。

＜構成＞

- 企画趣旨の説明、問題状況の概説
- 講演
- ディスカッション

以　上

企画セッション

◆ 再考:棋譜の利用と不法行為 ◆

【講演者】

● 椙山 敬士（弁護士）

略歴：東京大学法学部卒業。アリゾナ州立大学客員研究員、東京大学講師、中央大学法科大学院客員教授も歴任。

業績：「18 世紀末カント、フィヒテの「著作権」思想」野村豊弘先生古稀記念論文集『知的財産・コンピュータと法』（商事法務、2016 年）、『著作権論』（日本評論社、2009 年）など。関与した訴訟は、〔まねき TV 事件〕、〔中古ゲームソフト事件〕など多数。

● 友利 昴（作家・企業法務）

略歴：慶應義塾大学環境情報学部卒業。企業で法務・知的財産実務に長く携わり、知的財産分野において多数の著述・講演を行う。

業績：『エセ著作権事件簿 ： 著作権ヤクザ・パクられ妄想・著作権厨・トレパク冤罪』（パブリブ、2022 年）、『オリンピック VS 便乗商法 ： まやかしの知的財産に忖度する社会への警鐘』（作品社、2018 年）など。

● 末宗 達行（横浜国立大学・准教授）（進行係）

略歴：早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程修了。早稲田大学助手・講師（任期付）、金城学院大学講師・准教授などを経て、現職。

業績：「判批（大阪高判令和 7 年 1 月 30 日〔棋譜情報配信事件控訴審〕）」コピライト 768 号（2025 年）、「判批（大阪地判令和 6 年 1 月 16 日〔棋譜情報配信事件一審〕）」発明 122 巻 3 号（2025 年）など。

以　上